

阿見町議会会議録

平成31年第1回臨時会

(平成31年2月8日)

阿見町議会

平成31年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(2月8日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・常任委員会所管事務調査報告	7
・議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	10
・議案第2号から議案第4号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	12
・議案第5号から議案第11号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	16
・議案第12号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	19
・議員派遣の件	26
○閉 会	26

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第12号

平成31年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年1月29日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 平成31年2月8日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (2) 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- (5) 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
- (6) 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- (7) 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- (8) 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- (9) 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (10) 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- (11) 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- (12) 阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約について

第 1 号

[2 月 8 日]

平成31年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成31年2月8日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君

○欠席議員

8番	永井義一君
18番	佐藤幸明君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
社会福祉課長	煙川栄君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成31年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成31年2月8日 午前10時10分開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第2号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第3号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第4号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第6号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第7号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第8号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第9号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第10号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第11号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第12号 阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約について
- 日程第9 議員派遣の件

午前10時10分開会

○議長（吉田憲市君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 樋口達哉君

6番 栗原宜行君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第12号、以上12件であります。

次に、監査委員から、平成30年11月分から平成30年12月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告をいたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会副委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔総務常任委員会副委員長栗原宜行君登壇〕

○総務常任委員会副委員長（栗原宜行君） 皆様、おはようございます。それでは、命によりまして、総務常任委員会の研修報告をいたします。

総務常任委員会では、平成31年1月23日及び24日の両日、愛知県の飛島村及び豊橋市に伺い視察研修をまいりました。

当日は、総務常任委員会5名、総務部より小口部長、議会事務局より1名の合計7名で参加し、飛島村では強固な財政基盤に基づいた住民ニーズに対する行政サービスの提供について、また、豊橋市ではドローン飛行隊の活動、及び防災対策の取り組みについて、実際にドローンの飛行を見ながら研修をまいりました。

1日目の飛島村は、愛知県西南部、名古屋市に隣接した人口約4,400人の村で、面積は22.42キロ平方メートルで、昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした貿易拠点としての機能が共存する村でした。旧飛島村地区は海拔が平均マイナス1.5ですが、水稻、麦、露地や施設野菜の栽培が盛んです。臨海工業地帯は、輸送、倉庫、木材、鉄鋼など多くの企業があり、火力発電所も隣接し、種子島で打ち上げるロケットや国産初の旅客機MRJの製造、組み立て、搬出がここで行われています。

このような経済環境を背景に、財政基盤も強固で、平成29年度の財政力指数は2.15と、全国で唯一2.0を超えています。住民に対する行政サービスは、近隣市町では無実施な事業でも多く実施していました。特に、児童養育奨励事業は1人につき10万円が、長寿奉祝金事業では90歳で20万、95歳で50万円、100歳で100万円が支給されています。また、中学校2年時で実施されているシアトル市やカリフォルニア州のリオビスタ市への5泊7日の海外事業では、共用費用を全額村負担とするなど、助成内容は質が高く充実していました。

概要説明、質疑応答等の後、臨海部と小中一貫教育校飛島学園、そして、すこやかセンター

を視察しました。飛島学園は、生活環境に配慮した普通教室や特別教室のほかに、子供たちがいつでも自由に学べるメディアセンターや、全学年が一同に介して給食を食べることができるふれあいホール、海拔ゼロメートル避難所として全員のライフジャケットが装備されている体育館など、さまざまな工夫が実施されていました。また、今後、教育の質の向上のために、小中一貫校から義務教育学校へ移行する予定とのことでした。すこやかセンターには保健センター、ウォータースライダーが整備されている温水プール、図書館、児童館があり、日本一の健康長寿の村を目指すため、施設も充実し、多くの住民が利用をしていました。

課題は、公共施設の多くが約40年を経過し、改修が必要となっており、交付税も不交付団体のため、100億円かかると言われている財源を自力で確保する必要があると。そのために、計画的な財政運営が課題というふうに言われていました。行政サービスを全て無料にすることがよいだろうが、財政上困難だ。住民にも応分の負担をしていただき、困ったときにちゃんとその手当てができること、生活に支障がないように手当てができることが一番だというふうに、村長のほうの思いがとても参考になりました。

2日目の豊橋市は、愛知県の東南部、東三河に位置し、人口37万6,000人強、面積は261.86キロ平方メートルの中核都市です。人口は阿見町の約3.7倍、面積は約7.9倍ですが、近年、人口の流出が増加しています。また、ブラックサンダーやビッグサンダーのチョコ菓子の発祥地としても有名です。

ドローン飛行隊は平成29年7月6日に発足し、豊橋市防災危機管理課が所管し、隊員は17名で組織されています。隊員は庁内公募の結果をもとに選任され、防災危機管理課を初め、消防本部、広報広聴課、河川課、道路維持課、農業支援課など、11の課に所属しています。

ドローン飛行発足のきっかけは、本県の常総市の鬼怒川氾濫に豊橋市職員がボランティア活動に参加した際、広域的な被災状況を把握するには上空からの状況確認が有効であると認識を強く持ったことからドローン導入検討が始まり、飛行隊が発足したとのことでした。

また、飛行隊の主な活動目的は、豊橋市で心配されている大規模自然災害、南海トラフ地震や台風、高潮、竜巻、土砂災害であり、この災害に対する応急対策の迅速化により、災害現場からの映像を災害情報共有システムTRANS MODに転送し、本部長である市長や本部職員の情報共有化が図られています。

豊橋市は発足のためのイニシャルコストとして平成29年度に526万9,000円、ランニングコストとして平成30年度に112万円を計上し、現在、2機のドローンを所有しています。平成31年度には、全天候型のドローンを1機追加配備する予定だそうです。

今後の課題は、人事異動に伴う隊員の確保やドローンの市政業務への有効活用、また、ドローンの技術進歩のスピードに対応するため、民間企業との取り組みの強化を挙げていました。

今回の視察は当町においても大変参考になった視察研修でした。御対応いただきました飛島村と豊橋市に感謝するとともに御礼申し上げ、視察報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、民生教育常任委員会の視察報告をさせていただきます。

民生教育常任委員会では、去る平成31年1月15日に、廃校になった学校の利活用事例を学ぶため、茨城県東茨城郡城里町にあります城里七会町民センターアツマーレと茨城県埋蔵文化センターいせきぴあ茨城へ行ってまいりました。

当日は、民生教育常任委員会委員6名、生涯学習課長、事務局から2名の計9名の参加でありました。

城里町七会町民センターアツマーレは、平成27年3月に廃校になった旧七会中学校を利活用し、老朽化した支所、公民館、バーベキュー施設、キャンプ場施設の各機能を1カ所に集約した複合施設でございます。

また、プロサッカーチーム水戸ホーリーホックと平成28年7月に跡地利用整備に関する協定書を締結し、施設の一部をクラブハウス及び練習場として運用しています。廃校を利用したプロサッカーチームのクラブハウスは日本初の試みとなっているとのことでした。城里町七会町民センターアツマーレは、水戸ホーリーホックと連携し、地域の活性化を図るとともに、地域住民のスポーツや文化活動における地域の拠点として位置づけられているところでした。アツマーレは、地域の福利的効果として、現在、月1回のサッカーイベント等を水戸ホーリーホックと町の共同で実施しており、そこで地元の少年サッカーチームを招待して、少年サッカーの競技力向上を図っているそうです。また、施設内に完備されていますトレーニングルームでは、現在、水戸ホーリーホックに指導委託を行っているようで、トレーニングルームは町民の方は無料で使用できることとなっています。地域住民の方の健康増進だけではなく、町民と選手たちの交流の場にもなっているとのことでした。

このように、アツマーレはスポーツや文化、観光、行政の拠点として、地元住民を初め、多くの人々が相集い、七会地区、そして城里町が活性化することを目的とした施設であるとの説明がありました。

視察当日は大変お忙しい中、御対応いただきました城里町議会議長小坏様を初め、城里町総務民生教育常任委員長河原井様、同議会教育産業常任委員長菌部様、執行部の皆様へ改めて御礼を申し上げます。

続きまして、同じく城里町にございます茨城県埋蔵文化センターいせきぴあ茨城は、平成23

年3月に廃校となった旧北方小学校を利活用し、平成28年7月に開館した施設です。当施設は、県内の公共事業における発掘調査を担当している公益財団法人茨城県教育財団の整理部門が同居しており、県内で発掘された遺物の整理や報告書作成を行い、それらを保存、展示、普及活動に取り組んでいます。

教室は作業室や展示室として使用され、体育館は整理が終わった遺物の倉庫として活用されており、貴重なものや重要なものを常設展示する歴史館とは異なり、整理が終わったものを速やかに出す速報展的な要素が強い施設となっております。

また、学校の課外授業にも積極的に取り組まれており、来館できない学校には出前出張サービスを行っているとのことで、どちらも内容については学校側と事前に打ち合わせを行い、可能な限り要望に応えるよう取り組まれているとのことでした。

当日は、阿見町吉原地区から約1,600年前に出土した、全国でも大変珍しく、大変貴重な鉄斧形土製品が特別な場所で特別な形で展示されており、細かい説明を受け、大変勉強になる機会をいただきました。また、この施設で一番人気だと言われる火起こし、いわゆる原始時代のように、木をこすり合わせて火を起す道具があり、倉持委員と石引委員が挑戦し、悪戦苦闘の末、見事に火が燃え上がり、拍手喝采でした。大人の方でなかなか挑戦する人がいないという、職員も大変感動しておりました。

今回の視察で学ばせていただいたことをしっかり委員会内で議論を重ね、ブラッシュアップを行い、阿見町へフィードバックできたらいいと考えております。

お忙しい中御対応いただきました茨城県教育総務企画部文化課副参事兼副センター所長津久井様初め、県職員の皆様方に改めて御礼を申し上げ、民生教育常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は、平成31年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますこ

とを心から感謝申し上げます。

議案第1号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年9月30日から10月1日にかけて、町が所有、管理する阿見町大字上長3番地53地内の立ち木が台風24号による暴風により倒木し、同3番地2内に設置してある金属フェンス及びその支柱を破損したことによる賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

はい、柴原議員。

○15番（柴原成一君） この町が所有、管理する土地について伺いたいと思います。これだけで、この土地がどういうものなのかちょっとわかりませんので、まさか聾学校の敷地ではないとは思いますが、まず、この土地は何に使っている土地か。所有することになった経緯はどういうものか。なお、また立ち木はほかにあるのかどうか。それをこれからどうするのか。そういうことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） お答えいたします。

今回、この立ち木が倒れた場所でございますけれども、これはですね、霞ヶ浦聾学校隣接地でございます。現地には、朝日地区のですね、慰霊碑が設置されている敷地でございます。もともと聾学校につきましては旧朝日中学校の敷地でございます。その隣地に、戦後ですね、戦没者の慰霊碑を建立したというような経過がございます。現在もそちらは町のほうで管理をしているというようなことでございます。

また、立ち木につきましては、今回倒木したものはヒノキでございますけれども、ヒノキやそのほかの雑木がですね、現在も立っているような状況でございます。これについては、現地ですね、状況を再度確認をいたしました。その結果として、今回、台風24号が9月30日から10月1日にかけて来たわけでございますけれども、同じような風が、強風が吹いた場合には倒木のおそれがあるのではないかとということで、今後、危険がある立ち木については伐採をするような計画を立てております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり承認することに決しました。

議案第2号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第4号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6，議案第2号，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について，議案第3号，阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について，議案第4号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について，以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第2号から議案第4号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第2号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取り扱いが去る11月6日に政府で閣議決定され、第197回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても国に準じ、給与条例の改正について提案するものであります。

改正の主な内容は、給料月額、勤勉手当の支給月数、宿日直手当額の改定であります。

まず、一般職の職員の給料月額の改定であります。世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた引き上げであり、国ベースで平均0.2%の引き上げとなります。

次に、勤勉手当の支給月数の改定であります。12月の勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。

次に、宿日直手当額の改定であります。日直勤務1回の上限額を4,400円に引き上げること等の改正を行うものであります。

議案第3号の阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第4号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

これらは、一般職の職員の条例改正に準じ、町長及び教育長等の期末手当、任期付職員の給料及び期末手当についての改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

はい、海野議員。

○9番（海野隆君） ちょっとお伺いしたいんですけども、まずね、今回、国の人事院勧告に伴って地方自治体も引き上げという形になってるんですが、この人事院勧告をしたですね、調査があると思うんですけど、これは、人事院勧告独自に賃金調査を、賃金というか、賃金調査っていうのかな、これをやっている調査なんですか。それとも、どこか賃金統計がほかにあるって、それを参考にしてるっていうか、そういう形でやってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

はい、小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

人事院勧告に際しましては、人事院が独自に調査をしまして、勧告しているということでご

ざいます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。それで、全協でもね、多少のちょっと議論はあったようなんですけども、その次に、宿日直手当、4,200円が4,400円、まあ200円アップになるんですけども、この宿日直をするのは、特にあれかな、防災危機管理課がね、震度幾つとか、風水害があつたりして宿日直するというのは臨時的なものもあると思うんですけども、臨時的なもの、定期的なというのかな、行っているものがあるのではないかなと思うんですけども、どんなケースで宿日直をするんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

宿日直の運用のことなんですが、まず、宿直、いわゆる泊まりについては、現在、当町では運用しておりません。こちらはガードマンに夜間委託しております。で、日直につきましては、土曜日、それから日曜日、それから祝日、そして年末年始の役場の閉庁時に、職員が8時半から5時15分までの日直業務を行っているということでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） すると、いわゆる防災危機管理課の職員がその都度来るとするのは、残業ということで出ているんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

そちらにつきましては、防災危機管理課の職員等の出勤につきましては、発災とか地震等発生した際に出勤するというので、夜間であれば時間外等の対象としているということでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） 全協ではですね、この改正によって、全体でね、今年度当初の予算と比較すると870万円ぐらいの増加になるということなんですけど、まあ実際の金額は制度の支給要件が多少変わるということで、490万ぐらい増加になりますよということだったんですけども、支給要件の変更というのはどういう変更ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長青山広美君。

○総務課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

支給要件のですね、変更による増減というのはですね、今回の人事院勧告とは全く別のことでございまして、例えばですね、育児休業等による減、それから退職等による減を含めて、相殺しますと400万程度の増というふうに答弁をしたところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） 確認ですけれども、今度のその改正によって、これは給料っていうのかな、給与っていうのかな、手当も含めてっていうことなんでしょうけれども、870万円増加するという理解でいいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

青山課長。

○総務課長（青山広美君） 人事院勧告の影響としてはですね、その870万円が増加になるということで答弁させていただきました。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） もう一つはね、手当ですね、手当。期末手当だったっけ、勤勉手当か。これを平均化したっていうか、夏と、夏と何だ、年末か。6月と12月か、ごめんなさい、6月と12月に、それぞれちょっと支給率が違っていたものを平均化したんですけれども、平均化した理由っていうのは何ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

青山課長。

○総務課長（青山広美君） はい、期末勤勉手当のですね、平準化につきましても、国のほうの人事院勧告に基づいて、町のほうも一緒に平準化をしたというような状況でございます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） もう一つ、初任給の関係なんですけれども、これは民間企業との差があるということで引き上げた。どうしても公務員は初任給低くなってしまおうところらしくてですね、そういう形になっているようなんですけれども、国ですか、国は、高校卒業、18歳かな、は14万7,100円、大学生は、22歳かな、17万9,200円って形になってるんですけど、阿見町の場合の、これは採用の何かあれを見ればわかるのかもしれないけれども、別表第1で掲げているところのどこに高卒の初任給、大卒者の初任給っていうのは該当しますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

青山課長。

○総務課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

給料表別表第1のですね、1級の5号給14万8,600円、これがですね、高卒の初任給となり

ます。それから、1級の15号給16万1,300円、これが短大卒、それから、1級の25号給18万700円、これが大卒の初任給ということになります。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） 最後で、申しわけない、何度も質問しちゃって。これは、現行の国、国も人事院勧告をやって上げてるでしょうからあれなんですけど、国と比較すると、ほぼ同じという形に理解していいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

はい、青山課長。

○総務課長（青山広美君） はい、お答えいたします。

今ですね、答弁させていただいたのが改正後の給与ということですので、ほぼ国に準じているということでございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号から議案第4号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号については原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第6号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第7号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第9号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第10号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第11号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第5号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第6号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第7号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第8号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第9号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第11号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第5号から議案第11号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案7件については、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、職員給与関係経費等を補正するものであります。

まず、議案第5号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に464万1,000円を追加、歳入歳出それぞれ166億4,630万4,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費及び一般会計で措置する特別会計への職員給与関係経費相当額の繰出金を補正するもので、その財源として前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第6号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に18万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ52億1,910万7,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を補正するもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第7号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に16万円を追加、歳入歳出それぞれ16億7,003万7,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を補正するもので、その財源として一般会計繰入金を増額す

るものであります。

次に、議案第8号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2万9,000円を追加、歳入歳出それぞれ1億4,373万4,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を補正するもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第9号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に14万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ32億4,438万6,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を補正するもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第10号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に6万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ8億9,681万6,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を補正するもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第11号、水道事業会計補正予算について申し上げます。本案は、職員給与関係経費を補正するもので、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出及び第7条に定めた職員給与に係る経費について、それぞれ12万5,000円を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第5号から議案第11号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、よって、議案第5号から議案第11号については原案どおり可決することに決しました。

議案第12号 阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第12号、阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第12号の阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、阿見第一小学校空調設備の改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるとであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年7月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

はい、海野議員。

○9番（海野隆君） はい。今回ね、第一小学校に空調設備を設置すると。改修工事と書いてありますけども、設置工事だと思いますね。で、いただいた資料、入札書取書、まあ入札経緯書ですけれども、これを見るとですね、予定価格の設定と最低制限価格の設定があって、今回落札をした業者はですね、12あるうちの下から4番目で、一番低い札を入れた業者とは約1,000万円ぐらい違う金額になっています。それぞれ業者はね、自分たちの技術力とか、さまざまなものに基づいて見積もりをしてですね、応札をするわけですから、本来、この一番低い業者で9,450万円という金額を出した業者もですね、自信を持って、この金額ならばこの工事ができるということで応札したのではないかと思います。しかし、町が設定したですね、この

最低制限価格を下回ってしまったので、残念ながらこの業者、3者ありますけれども、この業者がですね、落札をするということにはなりませんでした。

それで、この最低制限価格を下回った、1億140万円の最低制限価格を下回った業者は3者あったわけですね。で、その3者ともに約9,500万。一番低い業者が9,450万、次が9,480万、次が9,500万と、3者もですね、こうした見積もりを出しているわけですね。そうすると、この最低制限価格をですね、なくしてしまって、別な、あるいは最低制限価格を設けない、あるいはほかの方法でですね、この入札をすればですね、約1,000万円ですね、税金がこの工事は安く上がったんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、この入札の経緯を見て担当者はどういうふうに思うんですか、これ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えさせていただきます。

まずですね、先ほど海野議員からありました、この最低業者を救う方法につきましては、低入札価格調査制度というものであれば調査の対象になるというような工事になると思います。この低入札価格調査制度と最低制限価格制度につきましては、地方自治法に認められている制度でございます。各自治体によって、その辺は選択をして運用しなさいということになってございます。国につきましては、地方自治法ではなくて会計法ですので、最低制限価格制度は国はないというようなことでございます。

ただ、一方で、国についても、低入札価格制度を実施した結果、悪かろう安かろうの工事が増えてしまったということで、これにですね、総合評価制度というようなものを絡めながら低入札価格制度は実施しているというような国では状況でございます。

そういった経緯もございまして、私ども阿見町としましては、26年からですね、低入札価格制度を一貫して導入してきたというようなことでございます。で……。申しわけございません。最低制限価格制度を26年から採用してきたというようなことでございます。この制度につきましては、いろんな自治体でいろんな考え方があると思いますけれども、茨城県の動向を見てまいりますと、阿見町のとっている、阿見町は低入札価格制度も一応導入できるというようなことになってございますが、両方併用というようなことになってございますけれども、この最低制限価格制度を優先させるということで、一応規定というような項目にしてございます。という観点から、優先して最低制限価格制度を導入しているということでございます。

で、最低制限価格制度の考え方なんですけれども、これは低入札価格制度と算出の仕方は一緒でございます。この価格を下回った場合は低入札価格制度では調査をする。なぜ調査をするかっていうと、これ以下の金額では悪かろう安かろうの工事になりかねないということで調査を

するものでございます。

ですので、町としましては、これが工事を行える最低の価格の指標というふうに考えてございます。これは元請業者だけではなくですね、下請け業者等々も考えて、いろんなことを考え合わせて適正な価格であるというふうに考え合わせた上で、この制度を導入しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） 残念ながら、課長にね、感想を聞いたんだけど、制度の説明ね、制度の説明はよくわかった。でね、最低制限価格を採用しないものもありますよね。どういうものがありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

はい、飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） はい、町ではですね、今、要綱の中では、総合評価制度を導入した場合には低入札価格制度を導入するというふうな決まりになってございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） あと、物品ですよ、物品。テレビを買う。ね。そういったものは最低制限価格立てませんよね。これは品質同じだろうということで、あとは業者の競争に任せるわけですよ。

で、今回のケース、今回のケースなんです。今回のケースはね、さっき、設備改修って言うけど、設備設置工事だと私は思います。家庭でも、家庭と学校は違うかもしれないけど、エアコンをつけるときに、これ、エアコン設備改修工事とかなんとかって言わない。これは設置する工事なんです。今回もね、これは34台か、エアコン。34台をつける工事なんです。で、もともとこれはね、エアコンそのものには最低制限価格、買う場合ですよ、工事やらないで買う場合に。この場合はね、これ最低制限価格は適用にならないんですよ。ならないでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

まあ、買う場合、そのものを単独で買う場合には、最低制限価格は設けないというようなことになると思います。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） でね、今回のこのケース、最低制限価格で1億140万、最低応札者が

9,450万なんだけれども、この中で、このエアコンそのものの値段、ね、いわゆる物品を買うような形でのエアコンそのものの値段というのはどのぐらいになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

町ではですね、設計内容、価格に関することに関しては一応お答えできないというようなことになってございますので、申しわけございませんが、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） じゃあね、もう一つ聞きますよ。今回ね、先ほど、全協でこの話が出ておりましたけれども、これ特注品だと、ね、特注品。で、一般の汎用品と同じように考えてもらったら困りますよと、こういうふうな話をした。でも、これ、学校のための特注品じゃないですよ。通常の民間のビルだって、そこに入れるのは全部特注品でしょう。これ、ほぼ汎用品と同じじゃないですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） はい。特注品と申しましたのは、受注品という意味でございます。ですので、こちらが発注したものに対してつくるといようなことでございます。ですので、多量に製品をつくって、で、量販店で売るといようなものではないといようなことでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） まあ、あのね、南極につけるようなエアコンじゃないので、通常のね、その辺のビルだって何だってね、同じようなものだと思いますよ。ほぼ汎用品に近いと思いますよ、私は。と、思います。まあ、違うって言うのかもしれないけど。

それで、そうするとね、私はこのケース、このケースでは、まずね、このケースでね、まさか最低制限価格をね、取っ払ってしまえと、こういう話はしません。せめて、両方があった場合、ケース・バイ・ケースに応じて、これは低入札価格調査制度でやろうと、あるいはこのケースについては、やっぱり工事、まあ人件費とかいろんな問題があったりするので、その部分が大いという分については最低制限価格でやって、工事の品質を確保しよう。こういうね、選択を私はすべきだと、前からこれ言ってますけども、何でこれ今回、最低制限価格でやって、低入札価格調査制度を導入しなかったんですか。もう一回改めて、なぜ、今併用されているにもかかわらず、低入札価格調査制度でやらなかったのか、これをもう一回聞かせてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） はい。先ほどと、申しわけございません、同じお話になるかもしれませんが、制度はどちらでも採用できるというようなことでございます。ですので、どちらをとってもいいよというようなことでございます。はい。

ただ、町としては、先ほど御説明させていただきましたように、下請けにも影響が出ない最低価格の制度というふうに理解をしておりますので、最低制限価格を採用しているというようなことでございます。

それとですね、海野議員が先ほど申されましたとおり、物に関しては、その買ってくる物に対して、見積もり品で一応見積もりを出していただいて値段を決めております。ただそれを100%見積金を入れているのではなくて、それ相当の掛け率を掛けさせていただいて、査定をした上で市場価格を眺めながら価格を決めておりますので、その部分につきましては、市場と大差ない価格で購入する金額を入れさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、海野議員。

○9番（海野隆君） まあね、第一小学校では、このね、暑い夏をどうやって子供たちが乗り切るかと、こういうね、状況になっているので、これ自体は本当にいいですよ、やっていただいて。町長もね、決断をしていただいて、とにかく早くやろうと。これはいい。しかし、やっぱりね、この1,000万からね、1億で1,000万からの差があって、しかも、低く入れた人たちが3者ともね、これ実績のある業者ですよ、これ、みんな。その3者がね、ともにね、この最低制限価格を下回って、それで失格してしまうと。これはね、税金の使い方とか有効な使い方とか、そういうことを考えれば、よくよくもう一度この制度について見直しをする、ケース・バイ・ケースでやる、こういうことをね、しっかりとやっていただきたいと私は思いますけども、何かこの件について、町長あるいは部長で発言があれば聞かせてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） はい。制度の問題につきましては、海野議員おっしゃるとおりですね、私ども全く検討していないというわけではございません。周りの市町村の動向、県の動向を踏まえながら、いろいろな方向から考えてございます。

で、最近の調査なんですけれども、茨城県においては低入札調査のみで工事を行っている市町村が7というようなことございます。で、あとは併用なり、最低制限価格のみというところなどが半分ずつぐらい、20弱くらいずつでございますので、制度上は、阿見町としては余りほかの自治体とは変わらないようなところとかと思います。

ただ、そうは申しましても、いろんな事情ございますので、その辺のことは入札の結果等々

踏まえながら考えていかなければならないところかなというふうには自覚してございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

はい、久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 工期の件でちょっと伺います。

議会議決の翌日から平成31年の7月31日ということなんですが、このエアコンのですね、前にも調べるっていう話には私はなってたのかなというふうに思いますが、勉強しながらっていうか、その中、設置するということなことをやはりちょっと調査しますからというふうな形で、前に話あったというふうに私は理解してるんですが、ちょっとその辺調査したかどうかについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

朝日良一君。教育次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今、久保谷議員の御質問は、工事をですね、学校の授業中の期間中に工事をやるのかっていうことで、その調査をしたのかっていうことですが、できる限りですね、学校の教育環境を悪くしたくないと思っておりますので、授業中は工事を避けたいと考えております。そういう調査はしておりません。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

はい、久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 授業中って話になりますと、これ、7月31日までっていうことでやりますよね。そうすると、どのような工事体系でやるんですか、これ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

はい、朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

通常ですね、夏休み期間中を使ってこれまで工事をやってきたんですけども、今回、できる限り夏休み前にですね、工期は一応7月31日になっておりますが、その前に使えればというふうにこちらのほうとしても思っておりますし、業者さんのほうに御協力をしていただきたいと思っております。

それで、春休みですね、まず、春休みがありますので、その期間を十分に使って、あとは土曜日曜、これもなかなか業者さんのほうもお休みをとらなきゃいけないんですけども、その中で可能な限り、土曜日曜も工事をやっていただいて、なるべく学校ですね、授業をしている時間帯は工事を避けていただくような方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 私もね、そのほうが私はいいいというふうに思いますが、それでね、この7月31日までに、このエアコンっていうのは、順次これ使用できるような形っちゃうのは、これはできないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

竣工検査をですね、部分的にやることは可能かと思いますが、その中でケース・バイ・ケースとして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 今年もどういう形にね、暑さもなるかわかりませんが、やはりこれ、竣工検査もあるかもわかりませんが、やはりこれ順次ね、終わったところから使用できるような形でぜひともお願いしたいなというふうに思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第12号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案どおり可決

することに決しました。

議員派遣の件

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものであります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 樋 口 達 哉

署 名 員 栗 原 宜 行